

2017年
1月からの

教えて! 健保Q&A



治療用装具の新しい申請方法って?



Q1

2017年1月から、治療用装具を作ったときの
療養費の申請方法が変わるって聞いたけど、どうなるの?

A1

申請時の必要書類が増えます。

給付適正化のため、従来の書類に加え「装具作製確認書(作製の経緯や過程の申出書)」と「購入した装具の写真」の添付が必要になります。

必要書類

従来

- ① 療養費支給申請書
- ② 医師の意見書
- ③ 装具購入領収証



2017年1月受付分から

- ① 療養費支給申請書
- ② 医師の意見書
- ③ 装具購入領収証
- ④ 装具作製確認書※1
- ⑤ 購入した装具の写真※2



※1 「治療用眼鏡・コンタクトレンズ」申請時、④⑤は不要です。

※2 携帯・スマートフォン等で撮影した写真の画像データをメールで送信いただくことも可能です。

詳細は健保ホームページからご確認ください。



Q2

どうして必要書類が増えるの?

A2

治療用装具の支給基準を満たしているか、確認するためです。

治療用装具の療養費支給基準は以下の通りです。申請前に一度ご確認ください。

- ① 保険診療の範囲内での医療処置で対処することができない場合に、
医師が治療のため必要と認めた装具であること
▶ 医師の指示によらないものは対象外です。
- ② 患部に直接作用(支持・矯正・固定・免荷)し、原因疾患の解消を目的としたものであること
▶ 日常生活や職業上必要なもの、スポーツ時に一時的に着用するものなどは対象外です。
- ③ 患者の身体に合わせて個々に作製・装着されるものであること
▶ 一般流通している市販品やそれらの加工品は対象外です。
- ④ 症状固定前(治療中)であること、障がいのため日常生活で必要とするものでないこと
▶ 症状固定後、障がいの方方が日常生活のために必要とする装具は「補装具」となり、
市区町村の福祉制度の対象です。事前に市区町村窓口へ申請してください。

組合員の皆さんにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。